

鶴ヶ島市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき、監査を実施したので同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年1月14日

鶴ヶ島市監査委員 内野 睦 巳

鶴ヶ島市監査委員 近藤 英 基

1 監査基準に準拠している旨

監査委員は、鶴ヶ島市監査基準（令和2年鶴ヶ島市監査委員告示第6号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

行政監査（地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定による監査）及び定例監査（同法同条第4項の規定による監査）

3 監査の対象

- (1) 市民生活部 東市民センター
- (2) 市民生活部 富士見市民センター
- (3) 市民生活部 西市民センター
- (4) 市民生活部 地域活動推進課（市民活動推進センター含む）
- (5) 健康福祉部 保険年金課

4 監査の着眼点

令和3年度（4月から9月まで）の財務に関する事務の執行及び事務事業の執行が法令に準拠し、適正かつ効率的に行われているか否かに主眼をおいた。

5 監査の主な実施内容

抽出により提出された監査資料を精査するとともに、所属長、関係職員から説明を聴取して監査を行った。

6 監査の実施場所及び日程

実施場所：鶴ヶ島市役所庁議室

日程：令和3年11月9日

7 監査の結果

1から6までの記載事項のとおり監査を行った結果は、次のとおりである。

今後も監査結果を踏まえ、良い点は引き続き継続し、改善すべき点は改善し、市民福祉の増進と地方自治の本旨の実現を図られるよう、適正かつ効率的な事務の執行に努められたい。

(1) 市民生活部 東市民センター

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 東市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和3年9月末現在の利用件数は986件、利用人数は10,277人、登録団体数は76団体である。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による市民センターの休館により、例年に比べて利用実績は減少しているが、今後も引き続き、適正な維持管理を行う。

(イ) 東市民センター講座等開催経費

高齢者学級、夏休み子ども体験教室をはじめ、多岐にわたる利用者のニーズに応える講座や、市民センターまつり、どんど焼きといった地域のコミュニティ推進にかかわる事業運営に関する経費。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、結桜まつり、高齢者学級「いきがい学級」、夏休み子ども体験教室が中止となった。

今後も新型コロナウイルス感染防止を図った上で、実施可能な事業があるか、関係者と協議し検討していく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 市民生活部 富士見市民センター

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 富士見市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和3年9月末現在の利用件数は879件、利用人数は11,955人、登録団体数は95団体である。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による市民センターの休館により、例年に比べて利用実績は減少しているが、今後も引き続き、適正な維持管理を行う。

(イ) 富士見市民センター講座等開催経費

富士見わかばまつり、高齢者事業（高齢者学級、生きがいリハビリ交流サロン「笑うひまわりサロン」）、地域課題講座（自治会やPTA等の地域団体との共催事業など）、子ども事業（夏休み子ども体験教室や映画会など）の開催経費。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、富士見わかばまつりや、PTAとの共催事業、夏休み子ども体験教室等が中止となったが、生きがいリハビリ交流サロン、サポーター研修会、高齢者事業「健康講習会」を実施した。

今後も引き続き、地域課題講座の開催に向けて、地域団体と調整を図っていく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(3) 市民生活部 西市民センター

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 西市民センター維持管理経費

利用者が安心、安全、かつ快適に施設の利用ができるよう、施設を適正に維持管理するための経費。

令和3年9月末現在の利用件数は665件、利用人数は7,752人、登録団体数は54団体である。

新型コロナウイルス感染拡大の影響による市民センターの休館により、例年に比べて利用実績は減少しているが、今後も引き続き、適正な維持管理を行う。

(イ) 西市民センター講座等開催経費

地域で支え合える関係を築くため、高齢者学級等の事業を開催する経費。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、市民センターまつりが中止、高齢者学級と生きがいリハビリ交流事業は、内容等を変更して実施し、健康増進や地域住民同士の交流を図った。

今後も引き続き、新型コロナウイルスの感染状況を注視し、実施可能な事業を行っていく。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(4) 市民生活部 地域活動推進課 (市民活動推進センター含む)

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 地域支え合い推進経費

地域の課題を地域で解決していく仕組みを作るため、地域のさまざまな主体が関わる地域支え合い協議会に対し、運営費及び事業費の補助や活動提案等を通じた支援を行う。

地域支え合い協議会は、令和3年9月末現在、8協議会が設立されている。

(イ) 自治会等補助金

自治会に対して、補助金交付、情報提供、活動助言など必要な支援を行うための経費。地域における自治会活動を助長することで、自治活動の振興と自治意識の向上を図る。

令和3年9月末現在、自治会等補助金を77自治会、コミュニティ施設特別整備事業補助金を3自治会に交付した。

今後も自治会活動の進展のため、事業を継続する。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

概ね適正に執行されているものと認められた。

(5) 健康福祉部 保険年金課

ア 主要事務事業

令和3年度の主要な事務事業は以下のとおりである。

(ア) 糖尿病性腎症重症化予防対策事業

糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、特定健診データ、レセプトデータから糖尿病が重症化するハイリスク者を抽出し、未治療者及び治療中断者に対し医療機関への受診を勧奨する。また、糖尿病治療のため通院中の人に対し、医師と連携して生活習慣改善を目的とした保健指導を継続して行い、人工透析への移行防止を図る。

令和3年9月末現在、56人に対し医療機関への受診勧奨を行い、4人に保健指導を実施し、3人に継続支援を実施した。

今後も、埼玉県、埼玉県国民健康保険団体連合会、事業受託業者、医療機関と連携し、対象者のQOL（生活の質）の維持を図るとともに、糖尿病性腎症重症化を防ぎ、医療費の適正化を図る。

(イ) 後期高齢者人間ドック等助成経費

後期高齢者医療被保険者に対し、人間ドック又は脳ドックの受検に要する費用の一部を助成する経費。

令和3年9月末現在の人間ドック等受検者数は、45人であった。

被保険者へ制度が認識されてきたこと及び健康への意識が高い世代が後期高齢者になってきていることを踏まえ、今後も継続して事業を実施していくことで、後期高齢者医療被保険者の健康増進、疾病の早期発見を図る。

イ 評価・意見・要望

(ア) 歳入歳出予算の執行

適正に執行されているものと認められた。

(イ) 契約事務

概ね適正に執行されているものと認められた。

(ウ) 現金等の取扱い

適正に執行されているものと認められた。

(エ) 備品等の財産管理

適正に執行されているものと認められた。

(オ) 文書の処理及び管理

適正に執行されているものと認められた。